

第五四〇〇〇七一二号

認定証

名古屋市中村区寿町三番地

中央交通株式会社

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）

第三条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず警備業の要件を備えている

ことを認定する

有効期間

令和五年一月二日から

令和一〇年一月一日まで

愛知県公安委員会

